

令和4年度第3回労使間意見交換会

議 事 要 旨

1 日 時：令和5年3月16日（木）13:28 ～ 14:00(32分)

2 会 場：秘書課研修室（本館7階 ドアNo.772、774、776）

3 出席者：

（当局側）河南秘書課長、井上地方課長、清水環境バイオマス政策課長、玉原統計部管理課長、平中消費・安全局総務課長、高橋農産局総務課長、平山経営局総務課長、神田農村振興局総務課長、河村水産庁漁政課長、大坂秘書課人事調査官、三宅秘書課人事企画官

（組合側）渡邊書記長、村上財政局長、立花組織教宣部長、関調査交渉部長（非現業担当）、轟調査交渉部長（独法担当）

（三宅秘書課人事企画官）

ただいまから、令和4年度第3回労使間意見交換会を開催する。

開会に当たり、河南秘書課長から今回の労使間意見交換会の趣旨について説明する。

（河南秘書課長）

本年1月26日に第2回労使間意見交換会を開催し、令和5年度農林水産予算概算決定、組織・定員を議題として意見交換を行ったが、その際の職員団体の皆さんの御要望も踏まえ、4月以降の業務運営上の諸課題等を議題として意見交換したいと考えている。

限られた時間ではあるが、有意義な意見交換としたいので、御協力をお願いする。

（三宅秘書課人事企画官）

本日の資料は、資料1「令和5年度予算概算、組織・定員を踏まえた4月以降の業務運営に関する課題・問題点」、資料2「地方組織における業務の見直しについて」である。

なお、資料の意見交換会後の取扱いについては、いずれも「機密性2情報」と格付けされ「職員限り」との使用制限が課されていることから、労使間意見交換会運営規則第2条第3項の規定に基づいて非公表とし、職員掲示板への掲載のみとするので御了承いただきたい。

それでは、意見交換を始めるに当たり、出席者を紹介する。当局側として、河南秘書課長、井上地方課長、清水環境バイオマス政策課長、玉原統計部管理課長、平中消費・安全局総務課長、高橋農産局総務課長、平山経営局総務課長、神田農村振興局総務課長、河村水産庁漁政課長、大坂秘書課人事調査官、それに秘書課人事企画官の三宅である。

職員団体側として、渡邊書記長、村上財政局長、立花組織教宣部長、関調査交渉部長（非現業担当）、轟調査交渉部長（独法担当）である。

（渡邊書記長）

今ほど、2023 年度予算概算、組織・定員を踏まえた 4 月以降の業務運営に関する課題・問題点に対する当局見解及び、地方組織における業務の見直しが示されたところである。前回の労使間意見交換会でも申し上げたように、食料安全保障の強化、「みどりの食料システム戦略」の推進、農林水産物・食品の輸出促進等の農林水産行政をめぐる諸課題に的確に対応するため、本省・地方組織が一体となって施策を推進するための体制強化と現場と農政を結ぶバランスの良い人員配置が極めて重要となるが、定員純減が継続するなかで 4 月以降の体制においていかに円滑な業務運営を図るかが重要となる。

そのため、私たちは、労使間意見交換会での論議を踏まえ、4 月以降の業務運営に関する課題等について意見集約を行ったところ、短期間の取組ではあったが数多くの意見が報告され、その内容は既に提出しているところである。

それでは、今回説明があった内容について、担当より何点か伺う。

（関調査交渉部長（非現業担当））

はじめに、地方農政局・北海道農政事務所関係のうち、消費・安全業務についてである。牛トレーサビリティ（生産）監視業務について、未届出やエラーが引き続き多く発生している中、今後、本局（所）のみでどのように対応していくのか。具体的な対応策を示すこと。

（平中消費・安全局総務課長）

届出エラー等への対応については、地域の実情により、地方農政局等が優先順位等を考慮しながら定める、届出エラー対応方針に基づき、電話や電子メールを活用しながら、対応するものと考えている。

なお、届出エラーの発生を減少させるため、管理者等が利用する届出 Web システムについて、可能な限り届出エラーが生じないようにするなどの改修のための検討・調査に係る予算を令和 5 年度において措置したところである。

（関調査交渉部長（非現業担当））

次に、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する業務についてである。

2023 年度中に e-MAFF を導入するとしているが、拠点の業務負担軽減にあたっては、e-MAFF の普及状況や課題等について現場の意見を踏まえ対応すること。

また、本格導入にあたっては、現場が混乱することのないよう、丁寧な説明や試行期間を十分設け検証を行うこと。

（高橋農産局総務課長）

経営所得安定対策等に関わる共通申請サービス（eMAFF）の導入に当たって、現在、地域農業再生協議会が保有する作付情報等のデータの eMAFF への移行を進めているところであり、当該移行作業後、県域・地域拠点に対して、操作方法等を説明してまいりたい。

（関調査交渉部長（非現業担当））

現在、経営所得安定対策チームが行っている農業経営基盤強化準備金業務について、今後どのような扱いとなるのか。

（平山経営局総務課長）

農業経営基盤強化準備金に係る相談、受付、申請審査、証明書作成、発給に関する業務を引き続き県域・地域拠点で対応していただくが、経営所得安定対策の手續等の進捗状況を踏まえながら、eMAFF の利便性向上や県域・地域拠点による審査業務の簡素化・効率化に向けた検討も引き続き進めてまいりたい。

（関調査交渉部長（非現業担当））

次に、農村地域における環境影響評価等に関する業務についてである。

農村環境課の係長ポストが削減されるが、特定の者に過度な負担とならないよう業務マネジメントを的確に行うこと。

（神田農村振興局総務課長）

農村地域における環境影響評価等に関する業務については、近年、土地改良事業においてダムの新設等がなくなり環境影響評価に関する業務量が減少していること、また、農地開発等の減少により土地その他の開発資源等の調査に関する業務が減少していることから、他の業務と一体的かつ効率的に実施することとしている。なお、業務の見直しによる業務負担が生じることのないよう、適切に対応してまいりたい。

（関調査交渉部長（非現業担当））

次に、統計業務についてである。

農林水産統計の見直しにおいて、各調査の郵送調査、民間委託を進めるとしているが、試行の状況等について本局（所）・拠点まで示すこと。

また、拠点での補完業務が発生しないよう、調査票や調査項目等について十分な検討を行うこと。

（玉原統計部管理課長）

農林水産統計の見直しにおける試行等の検討状況については、地方農政局等課長会議などを通じて説明していくとともに、会議資料を当省の掲示板に掲載し共有を図ってまいりたい。

また、民間委託後に職員によるフォローが生じないよう、郵送調査については調査対象が回答しやすい調査票とし、調査項目をスリム化する等の見直しを行うとともに、委託業者が確実に業務を履行できるよう、本省において適切にマニュアルを整備する等、調査の実施環境を整備してまいりたい。

（関調査交渉部長（非現業担当））

農林水産統計の見直しにおける民間委託にあたっては、統計の精度が保たれるのか試行等を十分に行うとともに、補完業務として職員が行うことがないようにすること。

（玉原統計部管理課長）

民間委託に当たっては、適正な品質が確保された統計が作成できるよう、調査内容を見直すなど、民間委託への移行に必要な取組や検証を行ってまいりたい。また、委託業者が確実に業務を履行できるよう、本省において適切にマニュアルを整備する等、調査の実施環境を整備してまいりたい。

（関調査交渉部長（非現業担当））

今後も実査・実測に必要な専門調査員を確保とあるが、必要な専門調査員を確保することができるのか。

（玉原統計部管理課長）

専門調査員の確保に当たっては、これまでデジタル広報等も活用し、その普及・募集を積極的に行ってきたが、地方組織ではその確保に苦労していることは承知している。

今後は、統計見直しの進捗状況に応じた専門調査員が確保できるよう、地方組織の意見等を踏まえながら、必要に応じて専門調査員の確保の方策等を検討してまいりたい。

（関調査交渉部長（非現業担当））

年度当初に決定する業務の方針等について、年度当初に十分な議論を行い全国統一基準に基づく審査体制を構築すること。

（玉原統計部管理課長）

業務の方針については、これまでも本省各課室が年度末等に開催する地方農政局課長会議等を通じて、翌年度の業務方針・内容等を示してきたところである。引き続き、地方農政局課長会議等を通じて、業務の方針・内容等を示すとともに、具体的な作業内容等については、本省での検討状況に応じて、適時、適切にお示ししてまいりたい。

（関調査交渉部長（非現業担当））

経営統計調査について、本局（所）から拠点に対する照会・問い合わせについても、確実に効率化及び廃止すること。

また、いつ、どの調査から廃止するのか示すこと。

（玉原統計部管理課長）

地方業務の効率化等を目的として、経営統計調査の照会・問合せを、記入漏れや桁違い等の確認に限定し、増減要因の照会は完全廃止としたところである。

当該取り組みの具体的な内容については、地方農政局等課長会議・担当者会議を通じて説明していくとともに、地方における効率的な確認手法の収集・共有等を実施することを考えている。

今後、調査マニュアル・ガイドラインにおける関係個所を改正し、令和5年度に本省報告となるものから導入、以降の調査においても順次適用してまいりたい。

（関調査交渉部長（非現業担当））

次に、地方参事官室業務についてである。

食料安全保障の強化に係る業務について、参事官室では限られた人員で業務を行っていることから、本局（所）からの指示等については、業務の優先順位を明確にすること。

（井上地方課長）

「食料安全保障強化政策大綱」に基づき、農業の構造転換を強く進めるとともに食料・農業・農村基本法の見直しの検討を進めることとしており、国民的コンセンサスが得られ

るよう、引き続き、各地域の多様な関係者との意見交換等を実施していただきたいと考えるが、本局からの作業依頼等に当たっては、業務内容を明確化し、優先度が伝わるよう対応してまいりたい。

（関調査交渉部長（非現業担当））

みどりの食料システム戦略の推進について、限られた人員で効果的に行うためにマスコミ等を活用し国民への理解醸成を図ること。

（清水環境バイオマス政策課長）

みどりの食料システム戦略の策定以降、地方農政局等の協力もいただき、生産者を始めとする様々な関係者に対し、意見交換や説明会等を実施するとともに、テレビ、雑誌、広告や展示会等の機会を活用した情報発信も行っているところである。

更なる現場での認知度向上に向けて、マスコミ等も活用しつつ、引き続き、現場への一層の周知と意見交換を進めてまいりたい。

なお、みどりの食料システム戦略を進めるに当たっては、消費者の理解と支持が重要と考えており、個別の施策や生産者・事業者の取組など、様々な情報発信を進めてまいりたい。

（関調査交渉部長（非現業担当））

災害対応に係る業務について、被害状況を確認するため、e-MAFF 地図等、タブレットにより場所や画像を入力することで共有できるシステムを開発すること。

（井上地方課長）

自然災害の激甚化・頻発化等を背景として、災害対応のデジタル化については重要な視点と認識している一方、システムの構築にあたっては、被害情報の正確性の担保や重要度の識別、システム運用にかかる負担についても十分勘案する必要がある。

他方、災害対応の効率化に資するよう、全国の被害状況把握の優良事例を共有したところである。これらの有効活用をはじめ、引き続き、本省と地方で意思疎通を図りながら災害に対応してまいりたい。

（関調査交渉部長（非現業担当））

次に、国営土地改良事業所等についてである。

増加する予算・業務量に見合った人員配置となっていないため超過勤務が常態化していることから、必要な人員を配置すること。特に、欠員は早急に解消すること。

また、海岸保全事業は、業務量に応じた人員配置となっていないため超過勤務が増加しており、海岸保全事業独自の定員枠の設定を無くし、業務量に応じた人員を配置すること。

（神田農村振興局総務課長）

事業所の人員については、各地方農政局の実員の実情及び事業所の業務量等を勘案の上、必要な要員を配置しているところである。

また、新規採用者や中途採用者の確保、フルタイム再任用職員の拡大などにより、国営土地改良事業所等における円滑な業務の遂行に支障が生じないように、必要な人員の確保に努めてまいりたい。

（関調査交渉部長（非現業担当））

各事業所等において、慢性的な超過勤務となっていることから、実効ある超過勤務縮減対策を行うこと。

（神田農村振興局総務課長）

超過勤務については、日頃から管理職員及び各職員が超過勤務の状況を意識しつつ、縮減に向けた組織マネジメントを行っていくことが重要と考えており、上限時間を十分認識した上での管理職員による勤務時間内での事前の超過勤務命令の徹底はもとより、職員の勤務状況等を的確に把握し、業務の削減・効率化に積極的に取り組んでいるところであり、引き続き実効性のある超過勤務縮減対策が講じられるよう徹底してまいりたい。

（関調査交渉部長（非現業担当））

閉鎖予定の事業所等の人員配置については、実際の業務量や困難度に応じて対応することとし、予算規模や残り年数で定型的に人員を削減しないこと。

（神田農村振興局総務課長）

閉鎖事業所の人員については、各地方農政局の実員の実情及び閉鎖事業所の業務量等を勘案の上、必要な要員を配置しているところであり、引き続き農政局本局と調整を図りつつ、円滑に事業所の閉鎖が行えるよう努めてまいりたい。

（関調査交渉部長（非現業担当））

次に、植物防疫所についてである。

国際線の再開等により業務量が増加していることから、業務に見合った人員を確実に配置するとともに、今後の配置計画を示すこと。

（平中消費・安全局総務課長）

人員の配置については、限られた人員を各所の業務状況等を勘案して配置しているところである。今後とも業務量等を精査し把握することにより円滑な業務運営に努めてまいりたい。

（関調査交渉部長（非現業担当））

近年、若手職員の割合が増加しており、産休や育児短時間勤務が安心して取得できるよう、代替要員等を確実に確保すること。

（平中消費・安全局総務課長）

植物防疫所は女性職員の割合が年々増加してきており、女性が働きやすい職場環境作りのため、出産・育児等にかかる代替要員については、臨時的任用及び任期付任用の採用により確保を図っており、引き続き必要な人員の確保に努めてまいりたい。

（関調査交渉部長（非現業担当））

植物防疫法改正に伴う検疫体制の強化等について、新たな業務については実員を確保するとともに、教育・習熟の機会を設けること。

また、現場実態を考慮するとともに、各職場の意見を尊重して業務運営を行うこと。

（平中消費・安全局総務課長）

想定される業務量や現場実態を勘案した上で、円滑な業務運営となるよう必要な要員の確保に努めてまいりたい。

また、これまで研修等により教育・習熟の機会を設けてきたところであり、今後も同様の機会を活用できるようにしてまいりたい。

（関調査交渉部長（非現業担当））

次に、動物検疫所についてである。

国際線の再開等により業務が増加していることから、業務に見合った増員及び欠員の補充を行うとともに、今後の配置計画について示すこと。

また、地方空海港において、検疫探知犬の導入により、探知犬が反応した旅客を誘導・検査、探知犬の訓練立会など、業務量が増大していることから、業務に見合った人員を配置すること。

（平中消費・安全局総務課長）

人員配置については、各所の業務執行体制、業務量等を十分精査した上で職員の負担軽減につながるよう適切な人員配置に努めてまいりたい。

増員及び欠員については、新規採用の拡充、既卒者の採用、臨時的任用職員の採用、選考採用による即戦力となる職員の採用などによりその解消に努めているところであり、引き続き最大限の努力を行ってまいりたい。

（関調査交渉部長（非現業担当））

国内への禁止品持込み防止に資する広報活動について、広報資材の作成や活動人員等、職員負担が増大し超過勤務の増加や労働環境の悪化が懸念されることから、外部発注など広報強化に見合う必要な予算を確保すること。

（平中消費・安全局総務課長）

アフリカ豚熱などの越境性疾病の国内への侵入を防ぐため、日本の動物検疫制度を周知するための広報活動は、極めて重要な業務である。このため、広報活動に必要な予算の確保に努めているところであるが、限られた予算の中において、すべての広報資材の作成作業を外部発注することは困難であることをご理解いただきたい。今後も、外部発注も含め広報強化に必要な予算の確保に努めてまいりたい。

（関調査交渉部長（非現業担当））

ペットの犬猫の問合わせに労力を費やしているが、画一的な問合わせであることから IT の導入を検討すること。

（平中消費・安全局総務課長）

現在電話やメールで対応しているペットの犬猫の問合わせについて、家畜防疫官の負担を軽減するため、動物検疫所 WEB サイトの改善や問合わせ者の自己解決を助ける新たなサービスの導入による効率化を検討しているところである。

(関調査交渉部長（非現業担当）)

最後に、漁業調整事務所についてである。

漁業取締の体制強化及び安全確保を図るため、増員及び欠員の補充を確実にいき早急に複数乗船体制を構築すること。

また、捜査専門職の欠員補充も早急に行うこと。

(河村水産庁漁政課長)

漁業取締体制を強化するとともに漁業取締時の安全を確保するため、複数乗船体制の確立を目指して、引き続き定員確保に努めてまいりたい。

また、令和4年度から、漁業調整事務所の技術系・事務系（係長級）職員の採用に向けた公募を行っており、令和5年度においても引き続き業務実態に見合った要員の確保に努めてまいりたい。

(渡邊書記長)

4月以降の地方組織における業務運営の課題に対して、一定の見解が示されたところである。今回示された見解に基づき、本省関係部局と各地方組織が十分に連携を図り、万全な対策・対応を講じていただきたい。

職場においては、定員削減が継続されるなかで、職員一人ひとりが懸命に業務対応しているが、マンパワーはもはや限界にきており、2024年度の定員要求にあたっては、これまでの要求数を大幅に上回る定員要求が必要であることを現段階から求めておく。

また、4月以降の円滑な業務運営に向けて、現場段階で改善を図る課題も多く出されていることから、

- ・ 業務運営にあたっては、各管理者が日常的に職員とコミュニケーションを図り、業務分担や業務計画の進捗状況を把握し、的確に工程管理や業務マネジメントを行うこと。
- ・ 農林水産行政を巡る諸課題に的確に対応するため、職員の意見を十分に踏まえ実効ある業務の見直し・効率化を行うこと。
- ・ 超過勤務の縮減にあたっては、人材情報統合システムが導入されたことから厳格な勤務時間管理のもと、事前命令の徹底を図るとともに、上限時間の規制を完全に遵守した上で、実効ある超過勤務縮減対策を講ずること。また、超過勤務手当を全額支給すること。
- ・ 各分会から関係当局に対し、職場段階で円滑な業務運営を行うための要請書を提出するので、現場の意見を真摯に受け止め誠意を持って対応すること。

を強く求める。

中央本部としては、引き続き課題の把握を行い改善を求めることとしているが、現場で解決すべき課題は分会から改善を求めるので、誠意を持って対応していただきたい。

最後に、間もなく4月期の人事異動になるが、特に転居を伴う場合は引越事業者の確保など負担が大きいことから、赴任期間の活用にあたっては職場段階で十分な業務調整等を行うことを要請する。

(河南秘書課長)

本日の意見交換会の議論については真摯に受け止めさせていただく。

まず、業務運営全般については、管理職のマネジメントの下、適切なコミュニケーション等を通じて、業務運営状況を適宜把握しながら、業務の見直し・効率化を着実に進めつつ、計画的な業務運営に取り組むこととしたい。

また、超過勤務については、人材情報統合システムを活用し、勤務管理者が職員個々の超過勤務の内容及び所要時間を事前に把握した上で、必要最小限の超過勤務とするよう、その必要性を見極めるとともに、やむを得ず超過勤務を命じる場合においても、事前の超過勤務命令を徹底しているところである。

さらに、4月期の人事異動に当たっては、赴任期間を最大限活用して集中期間を回避するとともに、やむを得ない事情により期間を延長せざるを得ない申出があった場合は、公務に支障がない範囲内において、実情を考慮しながら柔軟に対応するよう周知しているほか、移転料についても、引き続き円滑な支給に努めてまいりたい。

最後になるが、食料安全保障の強化、「みどりの食料システム戦略」の推進、農林水産物・食品の輸出促進等の対応に向けて、本省と地方機関等が一体となり協力して取り組んでいくことが重要と考えており、御協力をお願いしたい。

（三宅秘書課人事企画官）

以上をもって、令和4年度第3回労使間意見交換会を終了する。

以 上